

## ナンバープレートカバー装着禁止規制の導入に関するパブリックコメントの募集

## 1. 背景及び検討会における意見の集約

ナンバープレート（自動車登録番号標）は、外見上から自動車を特定することができる唯一の標識として、自動車の所有権の公証及び行政目的（環境保全、徴税、交通取り締まり、自動車による犯罪の抑止など）に重要な役割を担っています。

近年、ナンバープレートに樹脂製のカバーを装着した自動車を見かけるようになりました。これらのカバーは自動車用品店などで「ナンバープレートの汚れ防止」「ファッション」などの名目で販売されており、ほぼ透明なものから、可視光線透過率が50%程度の濃い着色がなされたものまで、多種類の製品が市販されています。

これらのカバーを装着した自動車について、「ひき逃げ、当て逃げがあっても、目撃者がナンバーを読みにくい」「ナンバーを見えにくくすることで、車を使った犯罪を助長するのではないか」「夜間は2～3メートル離れただけで、番号を確認できない」「ナンバープレートカバーは禁止すべきではないか」との意見、投書が国民から国土交通省に寄せられているところです。

このため、国土交通省では、ナンバープレートカバーについて、広く国民の意識を探り今後の施策に反映させるため、平成19年7月に国土交通行政インターネットモニターを対象に「ナンバープレートカバー」について、アンケート調査を実施しました。

その結果、1,069名（男性539名、女性530名）の20歳代から80歳代までの幅広い年齢層にわたる方々から回答を頂き、そのうち93%の方がナンバープレートカバーについて何らかの規制が必要であると考えていることが判明しました（資料1参照）。

さらに、この調査結果を踏まえて、国土交通省では、平成20年2月に有識者による「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」（資料2参照）を設置し、ナンバープレートカバーのあり方について検討を行って参りましたが、装着禁止規制を導入すべきではないかとの意見に集約されました。

## 2. 「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」における検討経緯

- ナンバープレートカバーが太陽光にさらされることによる劣化、着色による視認性の低下の有無を調査するため、耐候性試験を行うこととした。
- ・4種類のナンバープレートカバーの試験品について、サンシャインカーボンアーク式耐候性試験機を用いた500時間の促進耐候性試験を行った結果、透過率等に大

きな変化は認められなかった（資料3参照）。

- 実際の路上交通に即した条件に基づく視認性試験を行うこととした。
- ・5種類のナンバープレートカバーの視認性試験を実施した結果、カバーを装着した場合としなかった場合の見やすさの評価では、明らかに見やすさに違いがみられた。
- ・また、ナンバー数字読み取りの正答率では、カバーを付けた場合は、透過率が上昇しても、正答率が上昇する訳ではなかった（資料4参照）。
- これら試験結果等に基づき検討した結果、ナンバープレートカバーの装着禁止はやむを得ないとの意見に集約された。

（国土交通省ホームページ上の「自動車交通」をクリックして頂きますと、「委員会・検討会」欄に当該検討会の概要が掲載されています。）

### 3. 装着禁止規制の実施方法（予定）

- ・道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第8条の2（自動車登録番号標等の表示）、第43条の7（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示）及び第63条の8（検査対象外軽自動車の車両番号標の表示）を改正し、ナンバープレートの表示について、ナンバープレートカバー等で覆われてないこととして装着について全面禁止とする予定です。
- ・ナンバープレートカバー等を装着したままで運行の用に供する場合は、道路運送車両法第19条違反となり、罰則が適用されます。

### 4. スケジュール（予定）

平成21年の可能な限り早い時期に施行を予定しております。

#### <参考条文>

##### ○道路運送車両法

（自動車登録番号標等の表示の義務）

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

（車両番号標の表示の義務等）

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、国土交通省令で定める位置に

第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

- 2 第三十四条から第三十六条の二までの規定は、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四条第一項及び第三十六条の二第一項中「第十九条」とあるのは「第七十三条第一項」と読み替える。

(検査対象外軽自動車の使用の届出等)

第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

- 2 第七十三条第一項の規定は、検査対象外軽自動車について準用する。
- 3 前項において準用する第七十三条第一項の規定により検査対象外軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、国土交通省令で定める。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第五十四条の二第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項（第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項の規定に違反した者

## ○道路運送車両法施行規則

(自動車登録番号標等の表示)

第八条の二 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)

第四十三条の七 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、次のとおりとする。

- 一 三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、その後面の見やすい位置
- 二 前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあつては、その前面及び後面の見やすい位置

(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示位置)

第六十三条の八 法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、検査対象外軽自動車の後面の見やすい位置とする。